

北九州市監査公表第39号

平成19年12月27日

北九州市監査委員	山	柿	勝	利
同	大	津	雅	司
同	城	戸	武	光
同	山	田	征	士郎

平成19年11月8日付で地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された北九州市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

目 次

第 1	監査請求の概要	1
1	請求人	1
2	請求書の提出日	1
3	請求の内容	1
第 2	監査請求の受理	3
第 3	監査の実施	3
1	監査対象事項	3
2	監査対象部局	3
3	監査の方法	3
4	証拠の提出及び陳述	4
(1)	請求人の証拠の提出及び陳述	4
(2)	関係職員の陳述	6
5	支出事務に係る事実関係の確認	7
(1)	車両購入費の予算措置について	7
(2)	車両購入費の執行について	7
第 4	監査委員の判断	7
1	車両の購入価格について	7
(1)	車種の選定について	7
(2)	オプション等の装備の必要性について	8
2	車両更新の年数について	8
3	要人等の接遇に使用するとの用途について	9
4	「主に通勤の用に供しているような現状にある」について	9
5	結論	10
第 5	監査委員の意見	10

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求の概要

北九州市職員措置請求の概要は、次のとおりである。

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成19年11月8日

3 請求の内容

北九州市職員措置請求書に記載された内容は、次のとおりである。

(1) 北九州市議長公用車購入に関する公金支出の実態

ア 北九州市は、平成18年12月、北九州市議会議長専用の公用車を約1118万円で買い換えた(添付書面1)。

購入した車は、トヨタの最高級ブランドである「レクサスLS460」である。「レクサスLS460」は、排気量4600CC、V8エンジンという基本性能に加え、本皮製シートを標準装備し、世界初の8速オートマチックトランスミッションのほか、トヨタ自動車が独自に開発した統合車両姿勢安定制御システムVDIMなどの最新鋭の機能を備え、基本価格は「レクサスLS460」シリーズの最上位ラインである「versionU・I package」で9,650,000円(税込)である。これにメーカーオプションである本木目、本皮製のステアリングとシフトノブ(68,250円(税込))、地上デジタルTVアンテナ付ナビゲーション・オーディオシステム(598,500円(税込))などを装備することが可能である(添付書面2)。上記の基本価格に上記各オプションの価格を足しても約1,032万円にしかならないことからすれば、今回北九州市が購入した公用車は、上記オプションのほかにも多数のオプションを装備した非常に高級な仕様の車であることが明らかである。

(2) 上記公金支出の違法性・不当性

ア 言うまでもなく、今回の公用車購入費用は市民の税金(公金)から支出されている。その際、購入物品の用途、購入目的、購入物品の内容、購入時期などを総合的に判断することにより、公金支出の適法性・違法性が判断されるべきであり、公用車の購入費用だからと言って、

無制限に公金を費消することが許されるものではない。

イ 他府県の状況と比較しても、全国17の政令指定都市（大阪市、北九州市は除く）の市議会議長公用車の購入価格は平均で約662万円であり、今回の公用車の価格はその平均価格の約1.7倍にもなる。

このような高額な公用車購入の理由として、市議会事務局は、「議長車は皇室や海外の友好都市の要人を乗せる目的も兼ねており、排気量4500CC程度の大型高級車の中から選んだ」と説明している。しかし、そのような理由は他の政令指定都市にも共通してあてはまるはずであるのに、上述のように購入価格の大きな開きがあることは、まったく理解ができない事態である。議長と同程度かそれ以上に要人と接する機会が多いと思われる北九州市長の公用車は495万円であり、上記理由にはますます根拠を認めがたいといわざるを得ない。

また、新聞報道によれば、今回平成18年12月の買い換えから新聞報道がなされた平成19年6月ころまでの間、実際に要人が当該公用車に乗った機会はなく、現実的根拠を欠いた弁解であることは明白である。なお、買い替えの時期についても5年と、政令指定都市中、最短期間での買い替えとなっている（以上、添付資料1）。

購入価格の高額さ、買い替え時期、市の説明の不合理性を考慮すれば、公用車買い替えの目的は、単に議長の権威を過大に誇示する点にあると解さざるをえず、このような目的は1000万円余りもの税金をかけて達成するような筋合いのものではないから、費用支出の違法性、不当性が認められると解される。

ウ 公用車の購入については、各地方公共団体が、現在緊縮財政下にあることに鑑みて廃止ないし削減の方向に向いている。このような公費支出に関する抑制的な流れに逆行する今回の公用車買い替えである（添付資料3、4）。

エ 以上の点に鑑みて、今回の買い替え費用の支出処分はもはや市の裁量権の逸脱あるいは、裁量権の濫用としかいいようがなく、当該支出処分全体が違法・不当性を帯びた違法公金支出である。

（3）結論

よって、監査委員は、市長に対し、以下のとおり勧告するよう求める。

記

市長は、元北九州市市長末吉興一に対し、北九州市議長公用車の購入にかかる支出額相当額の損害賠償を請求せよ。

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

事実を証する書面 記載省略

第2 監査請求の受理

地方自治法（第3において「法」という。）第242条第1項に定める要件を満たしていることから、平成19年11月21日、監査請求を受理した。

第3 監査の実施

本件請求については、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

北九州市議長公用車（以下「議長公用車」という。）の買替え費用の支出が、市の裁量権の逸脱あるいは裁量権の濫用であり、当該支出処分全体が違法又は不当な公金の支出であるか否かについて監査を実施した。

2 監査対象部局

市議会事務局

3 監査の方法

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

市議会事務局に対して、監査に必要な関係資料の提出を要求し、書類審査を行うとともに、法第242条第7項の規定により、関係職員の陳述を求めた。

4 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成19年11月28日、請求人から意見書の提出がなされ、意見書に基づいて陳述がなされた。

また、新たに議長公用車に係る「運転日誌(2007年1月分～9月分)」等の証拠書類(記載省略)が提出された。

なお、法第242条第7項の規定により、市議会事務局職員の立会いを認めた。

意見書に記載された内容は、次のとおりである。

ア 公用車の廃止に関する全国の動向

近年、社会構造的な不況が続く中、地方公共団体の財政は緊縮化を余儀なくされているが、いわゆる三位一体改革の名の下に平成15年度から行われた国庫補助負担金と地方交付税の削減は地方公共団体にとっては致命的な打撃となった。

このような財政上の問題を受け、各地の地方公共団体は、公用車の廃止、削減に向けて地道にかつ熱心に取り組んでいる。全国の例として、宮城県東松島市は、平成18年5月に市議会議長公用車(トヨタ・クラウン、ロイヤルサルーンG、黒色)を廃止し、市職員が使用する大衆車を使用するようになった(事実を証する書面5)。また、平成19年11月になって、奈良県斑鳩町でも同様に町議会議長専用車(日産・セドリック)を廃止して、他の使用していない公用車を使用させることにしている(事実を証する書面6)。さらに群馬県千代田町では、財政危機を突破するという目的の下、議長用黒塗り公用車を廃止する改革案を策定し(事実を証する書面7)、福岡県前原市では市長公用車と市議会議長公用車を兼用使用するなど(事実を証する書面8)、公用車の廃止、削減については枚挙にいとまのない状況である。

そして、すでに今回の請求書ですでに言及したとおり、大阪市議会は市議会議長公用車をリース契約車に変更し、購入することを止めているのであるから、他の自治体がこのような措置をとりうるにもかかわらず、当市がこれを行えない理由などない。

イ 高級車を購入する必要性の不存在

今回、トヨタ・レクサスという高級車を選定する必要性につき、市議会事務局は、皇室関係者や外国からの要人を乗せることがあることを根拠として説明する。

しかし、実際の使用状況について、新聞報道によれば、当該議長公用車が買い換え後に皇室関係者や外国要人を乗せたことは、これまでに2回しかないとのことであり、そのような年に数回程度の機会のために高級車を購入する必要性は皆無であるといえる。また、行政文書として開示された運転日誌によれば、運行状況は、市議会議長の自宅のある門司区と市議会のある小倉北区の往復が大半を占めていて、結局は主に通勤の用に供しているような現状にある（事実を証する書面9）。

他の地方公共団体の例と比較しても、仙台市では、平成17年当時の市長が「市民のシンボルとしての議長が豪華な車に乗ることに抵抗を感じる」として、いわゆる黒塗りではない、環境にも配慮したハイブリッドカーである「トヨタ・プリウス」(343万円)を購入しており(事実を証する書面1)、このような論理は北九州市議会にも妥当するはずであり、仙台市と同様に政令指定都市である北九州市において、なぜ仙台市のような取り扱いができないのか甚だ疑問である。公用車に大衆車を積極的に導入し、本市が財政面での健全化を目指し、絶えず努力しているという姿勢を伝える方が、かえって市外部からの訪問客に対して北九州市をよりよくアピールすることにつながるとさえいえ、市議会事務局の説明は全く説得力を欠く。

ウ まとめ

すでに述べたような地方公共団体の逼迫した財政赤字の状況に加え、北九州市は、基幹産業の業績の低迷化が長期に渡って続くなどした結果、固有財源の確保が十分に行えず、慢性的な財政赤字に悩まされている。地方債残高、債務負担行為額等から算出した市民1人あたりの借金は、平成16年度では135万円にものぼっており、このような深刻な状況を考慮すれば、今回の公用車の選定という点から地道な出費の削減を積み重ねていくほかないのである。

このような次第であるから、本件出費は違法ないし不当であることは明らかである。

以上

事実を証する書面

記載省略

(2) 関係職員の陳述

平成 19 年 1 1 月 2 8 日、関係職員として市議会事務局職員の陳述の聴取を行った。

関係職員は、本件議長公用車購入の経緯及び請求の要旨に対する意見を陳述し、本市が定める議長公用車の「更新基準」に沿って、正当な手続により購入を行ったものであり、違法又は不当な公金の支出ではないという内容であった。

なお、法第 2 4 2 条第 7 項の規定により、請求人の立会いを認めたが出席はなかった。

陳述の概要は、次のとおりである。

ア 購入した議長公用車は、「レクサス L S 4 6 0」の「versionU」で、車両本体のメーカー希望小売価格は、9 2 0 万円（税込み）である。

また、購入価格は、その車両本体価格に諸経費 1 5 万 6 , 8 5 0 円とオプション等の装備品の価格 2 2 4 万 5 , 4 4 9 円（税込み）を加え、前車両の下取り価格 4 2 万円（税込み）を差し引いた 1 , 1 1 8 万 2 , 2 9 9 円である。

イ 本市が購入したレクサスと同程度の他都市（本市を除く他の政令指定都市をいう。以下同じ。）の車両との比較では、平成 1 0 年度及び平成 1 3 年度に購入のトヨタ・センチュリーや平成 1 2 年度に購入のニッサン・プレジデントがあり、その購入価格は約 9 7 6 万円から 1 , 1 0 2 万円程度となっている。

ウ 議長公用車は、議長の公務、送迎等の役割と皇室関係者や友好姉妹都市等の賓客に対応する役割を担うものとしている。

エ 議長公用車の更新基準は、「排気量 4 , 5 0 0 cc 程度で 5 年」としているが、5 年目を迎えた平成 1 6 年度において、しばらくの間は使用可能と判断し、更新を見合わせた。

オ 平成 1 8 年度、具体的な車種選定において、4 , 5 0 0 cc クラスの車種でなおかつ、本市が定める「北九州市環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「グリーン購入基本方針」という。）」に適合する車種は 2 車種しかなく、燃費基準及び環境負荷ともに優れているレクサス L S 4 6 0 を選定した。

カ 更新後の議長公用車の装備については、従前と同様であり、安全性の確保や天候の変化等に対応するため、確実に目的地に到着できるための案内誘導やニュース情報をチェックするためなど、いずれも必要なものである。

キ 今回の更新時における走行距離は約13万キロメートルで、6年9月を経過して更新しており、他都市と比べても実質的な差はない。

ク なお、車種の選定については、車両の更新基準、グリーン購入基本方針、賓客への対応など、車両の使用目的等を総合的に勘案のうえ決定し、これらの点について議長の理解を得たものである。

5 支出事務に係る事実関係の確認

(1) 車両購入費の予算措置について

ア 本件議長公用車の更新に係る購入費については、平成18年度一般会計歳出予算第1款(議会費)第1項(議会費)第1目(議会費)第18節(備品購入費)に計上されており、「一般会計予算に関する説明書」の「説明」欄に、「車両更新12,000千円」と記載されている。

イ 平成18年度予算案は、平成18年2月北九州市議会定例会に議案が提出され、同年3月可決されている。

(2) 車両購入費の執行について

ア 平成18年9月29日、車両更新に係る「支出負担行為」が行われ、販売会社との間に「契約」が締結されている。

イ 平成18年12月27日、契約に基づく納車により、「検収」が行われている。

ウ 平成19年1月4日、車両購入代金について「支出命令」が行われている。

エ 平成19年1月19日、車両購入代金が口座振替の方法により支払われている。

車両購入に係る予算の執行に当たっては、関係法令等の定めるところにより、手続は適正に行われている。

第4 監査委員の判断

1 車両の購入価格について

車両の購入価格は、車種の選定及びオプション等の装備の状況により決定されるものである。以下、この2点について検討する。

(1) 車種の選定について

本市の議長公用車の「更新基準」では、排気量は「4,500cc程度」としている。

本件議長公用車購入時の他都市議長公用車の排気量をみると、3,000ccから5,000ccまでと幅があり、本市の排気量4,500ccが著しく大きいとはいえない。

また、平成18年度における車両更新の際の車種選定に当たっては、本市が定めるグリーン購入基本方針に適合する車種は、レクサスを含め2車種のみであり、この2車種を比較し、そのうち燃費性能に優れ、かつ、環境負荷の少ないレクサスを選定したもので、これらのことから、車種の選定には合理性があると認められる。

(2) オプション等の装備の必要性について

更新後の議長公用車に装備しているオプションについて、品目は更新前の車両の装備品とほぼ同様であり、このうち主な装備としては、テレビ機能を備えたナビゲーションシステム、スタッドレスタイヤ、フォグランプなどがある。しかし、これらの装備は、他都市においても一様ではないが装備されているものである。また、それぞれの装備についてもその必要性が認められるものであり、本市が突出した装備をしているものとは認められない。

以上のことから、本件議長公用車の購入価格約1,118万円が、請求人のいう「全国17の政令指定都市（大阪、北九州市は除く）の市議会議長公用車の購入価格は平均で約662万円であり、今回の公用車の価格はその平均価格の約1.7倍にもなる。」については、本市が購入したレクサスと同程度の他都市の車両価格との比較では、その購入価格は約976万円から1,102万円程度で、著しい価格差は生じておらず、平均価格との差が大きいということのみをもって、単純に比較することは適当でない」と判断する。

したがって、車種の選定、車両の装備及び車両の購入価格について、いずれも裁量権の逸脱等の違法性又は不当性は認められない。

2 車両更新の年数について

議長公用車の更新期間については、平成9年に更新基準を改定し、それまでの「3年」を「5年」に改めている。他都市の現在の基準は、「4年」から「12年」までと幅があり、また、「走行距離」についても更新の基準としているものがある。

議長公用車の今回の更新については、5年経過時の車両の走行距離が約6万8,000キロメートルであり、しばらくの間は使用に耐え得るとの判断を行い、「基準」の「5年」を超えて使用し、実際には6年9月を経過して行ったものである。

したがって、請求人のいう「政令指定都市中、最短期間での買い替えとなっている。」との事実は認められない。

3 要人等の接遇に使用すると用途について

議長公用車を、皇室関係者や外国要人等の接遇に使用すると用途については、平成16年度から平成18年度までの3年間で16日の実績で、各年度4日ないし7日にわたってこれらの用途にも使用している。

また、議長の公用車を同様の用途に使用している他都市はなかった。

この使用日数は、1年を通じたものとしては少ないが、日数の少なさをもって、対応の必要がないとはいえない。

4 「主に通勤の用に供しているような現状にある」について

請求人は、提出した事実を証する書面9の「運転日誌」により、議長公用車の運行状況は、「市議会議長の自宅のある門司区と市議会のある小倉北区の往復が大半を占めていて、結局は主に通勤の用に供しているような現状にある」と陳述している。

市議会事務局によれば、議長公用車により議会棟から議長宅までを往復する場合の運転日誌の「行き先」欄は、「門司区」と記載することとしており、「門司区、小倉北区」との記載の場合は、他の公務により立ち寄った区を記入したものである。

また、「走行距離」からみると、議会棟から議長宅までの距離は片道約16キロメートルであることから、議会棟への「迎え」のみの走行距離は約32キロメートル、議長宅への「送り」も行った場合は約64キロメートルとなる。このことから、運転日誌の行き先が「門司区」となっているにもかかわらず、運転日誌記載の走行距離が約32キロメートル又は約64キロメートルをそれぞれ超える走行キロ数の場合は、門司区内における行事等への出席などが含まれているもので、大半が、議会棟と議長宅の往復に使用しているものではない。

したがって、この市議会事務局の説明には合理性があるものと認められ、請求人のいう議長公用車が「主に通勤の用に供しているような現状にある」とは認められない。

5 結論

本件議長公用車の購入に係る公金の支出については、前述のとおり、適正な予算措置及び車両の購入事務手続を経て執行されたものであり、支出の内容について、裁量権の逸脱、濫用はなく、違法性は認められない。

また、更新した車両についても、他都市と比べ著しく高価であるとはいえず、不当な公金の支出ではない。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。

第5 監査委員の意見

地方公共団体は、地方自治法に定めがあるとおり、事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている。

したがって、公金の支出については、効果のある執行に努めるとともに、その支出内容について住民の理解が得られることも肝要である。

本件監査請求の議長公用車購入に係る公金の支出は、裁量権の逸脱、濫用とは認められず、違法性又は不当性はなかったが、今後の更新に当たっては、本市の厳しい財政状況、他の政令指定都市の状況などを踏まえ、住民の理解が得られるよう十分に配慮し、適切な対応を図られたい。